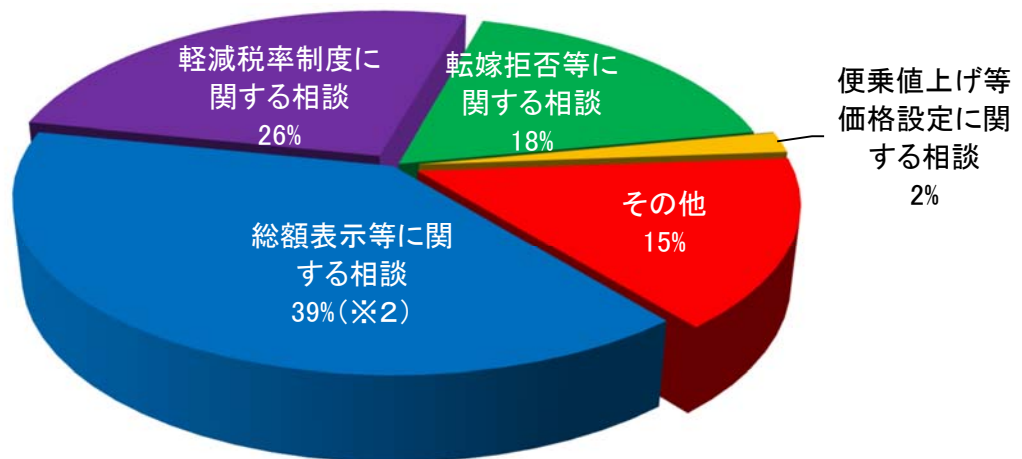


総合相談センター（消費税価格転嫁等総合相談センター） の相談対応状況（令和 2 年 2 月分）

総合相談センターの相談対応状況（令和 2 年 2 月（2/1～2/29））は以下のとおり。

1 相談件数

2 月の相談件数：電話 178 件、メール 37 件
【相談内容（全 215 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 平成 31 年 2 月に新車を購入し、その際に 3 年間のメンテナンスパック（購入後の 6 か月点検、1 年点検、初回車検の実施）を契約して、その代金（消費税 8% 適用）を支払いました。

当該契約に基づき、消費税率引上げ前の令和元年 8 月に行われた 6 か月点検では、差額の請求はありませんでしたが、令和 2 年 2 月に、1 年点検を行った際に、1 年点検の代金の 2%（消費税率引上げ分）を差額として請求されました。

消費税率引上げ前に契約して代金を支払った場合でも、消費税率は 10% が適用されるのですか。

A. 消費税の適用税率の判定は、その資産の譲渡等がいつ行われたかにより行うこととなります。

役務の提供による資産の譲渡等の時期は、物の引渡しを要する取引にあつては、その目的物の全部を完成して引き渡した日、物の引渡しを要しない取引にあつては、その約した役務の提供を完了した日となります。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 0 件

※2 うち総額表示に関する相談が 8%、消費税一般に関する相談が 92%

したがって、御質問のように、消費税率引上げ前に契約して代金を支払った場合でも、令和元年10月1日以後に役務の提供が完了するものについては、経過措置の適用を受けるものを除き、新税率(10%)が適用されます。

なお、役務提供の完了時期とそれに係る適用税率は、個々の取引の契約内容等を踏まえて判断することとなりますので、詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 法人事業者(資本金3億円以下)です。取引先の法人事業者から、令和元年10月の消費税率引上げ以降の請求分について、既に契約金額(税込み)を取り決めていたにも関わらず、税抜きの契約金額から5%を値引いた後に、消費税率10%を掛けた金額とするように要請されました。取引先の行為は問題となりませんか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法では、特定事業者(買手)が、平成26年4月1日以後に特定供給事業者(売手)から供給を受ける商品又は役務について、合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うことは、「減額」として問題となります。

このため、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

また、消費税価格転嫁等総合相談センターでは、消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある情報を受け付け、相談者の御希望により調査を担当する省庁に通知していますので、当センターに情報提供していただくことも可能です。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 当社は、お茶の製造を行っていますが、今般、その製造工程の一つである茶葉の焙煎加工を他社に委託することになりました。茶葉の加工は、飲食料品に係るものですので、軽減税率の適用対象となりますか。

A. 「飲食料品(酒類を除く)の譲渡」には、軽減税率(8%)が適用されます。

他方、御質問のような茶葉の加工は、「役務の提供」に該当しますので、軽減税率の適用対象とはならず、標準税率(10%)が適用されます。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 適格請求書に記載する消費税額等の端数処理の方法について教えてください。

A. 令和5年10月1日から導入される「適格請求書等保存方式」においては、「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が必要とされており、消費税額等について、1円未満の端数が生じたときは、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。

なお、切上げ、切捨て、四捨五入などの端数処理の方法については、任意の方法とすることができます。

具体的な記載例については、国税庁ホームページに掲載されている「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A平成30年6月(令和元年7月改訂)」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/02.htm>)を御確認ください。

(注)一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等として記載することは認められません。

<相談窓口>

具体的な御相談については、総合相談センターで受け付けています。

○フリーダイヤル：0120-200-040 (IP 電話を含む固定電話からおかけの場合)

○ナビダイヤル：0570-200-123 (通話料金がかかります)

受付時間 9時～17時 (土日祝日・年末年始を除く)

○メール：ホームページ上の専用フォーム <https://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

(お問合せ先)

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2609 (直通)

FAX：03-3591-0160